

Title	ヴァイマル共和制初期におけるプロイセン「治安秩序警察」の成立過程： 王立国家警察から人民治安防衛隊・治安警察・治安秩序警察へ
Sub Title	Entstehung der Preußischen Schutzpolizei in der Frühphase der Weimarer Republik : Von der Schutzmannschaft über die Sicherheits- oder Volkswehren und die Sicherheitspolizei zur Schutzpolizei
Author	矢野, 久(Yano, Hisashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2011
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.104, No.1 (2011. 4) ,p.27- 50
JaLC DOI	10.14991/001.20110401-0027
Abstract	<p>第二帝政期において警察高権をもったプロイセン警察は、第一次世界大戦の終了と革命を経てヴァイマル共和制の成立において、いかなる運命に遭い、その後、どのような警察機構が制度化されたのか。1918年11月革命から警察の制度化の試みを経て、1923年からのルール占領にいたるまでの過程で、ドイツではどのように警察の制度化が進行したのか、軍の対応、政権内部での対立、労働者層の対応など内政上の問題としてだけでなく、連合諸国からの外圧との関係においても考察する。</p> <p>At the establishment of the Weimar Republic, after the end of World War I and the revolution, what was the fate and into what type of police organization was the Prussian Police (holding supreme police authority during the period of the second empire) institutionalized?</p> <p>In the period from the November 1918 Revolution, through the attempt of institutionalization of police in the process leading to the course of the Ruhr occupation, this study discusses how the institutionalization of police progressed in Germany, not only as a an internal administration problem that included the response from the military, the internal opposition in the regime, and the responses from the working class, and so on, but also in relation to foreign pressure from the allied countries.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20110401-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヴァイマル共和制初期におけるプロイセン「治安秩序警察」の成立過程—王立国家警察から人民治安防衛隊・治安警察・治安秩序警察へ—

Entstehung der Preußischen Schutzpolizei in der Frühphase der Weimarer Republik :
Von der Schutzmannschaft über die Sicherheits- oder Volkswehren und die
Sicherheitspolizei zur Schutzpolizei

矢野 久(Hisashi Yano)

第二帝政期において警察高権をもったプロイセン警察は、第一次世界大戦の終了と革命を経てヴァイマル共和制の成立において、いかなる運命に遭い、その後、どのような警察機構が制度化されたのか。1918年11月革命から警察の制度化の試みを経て、1923年からのルール占領にいたるまでの過程で、ドイツではどのように警察の制度化が進行したのか、軍の対応、政権内部での対立、労働者層の対応など内政上の問題としてだけでなく、連合諸国からの外圧との関係においても考察する。

Abstract

At the establishment of the Weimar Republic, after the end of World War I and the revolution, what was the fate and into what type of police organization was the Prussian Police (holding supreme police authority during the period of the second empire) institutionalized? In the period from the November 1918 Revolution, through the attempt of institutionalization of police in the process leading to the course of the Ruhr occupation, this study discusses how the institutionalization of police progressed in Germany, not only as a an internal administration problem that included the response from the military, the internal opposition in the regime, and the responses from the working class, and so on, but also in relation to foreign pressure from the allied countries.

ヴァイマル共和制初期における プロイセン「治安秩序警察」の成立過程

——王立国家警察から人民治安防衛隊・治安警察・治安秩序警察へ——

矢 野 久

要 旨

第二帝政期において警察高権をもったプロイセン警察は、第一次世界大戦の終了と革命を経てヴァイマル共和制の成立において、いかなる運命に遭い、その後、どのような警察機構が制度化されたのか。1918 年 11 月革命から警察の制度化の試みを経て、1923 年からのルール占領にいたるまでの過程で、ドイツではどのように警察の制度化が進行したのか、軍の対応、政権内部での対立、労働者層の対応など内政上の問題としてだけでなく、連合諸国からの外圧との関係においても考察する。

キーワード

治安警察、治安秩序警察、市民自警団、国防軍、カップ一揆、ルール占領

I はじめに

筆者はドイツ（プロイセン）警察の歴史に関する論考において、以下の点を明らかにした。歴史的にみると、19 世紀のプロイセン警察は、国家権力を問題視する社会勢力の撲滅をめざす機構であると同時に、人びとの生活世界に介入する福祉国家的な制度組織でもあり、抑圧的な機構と政治・社会行政の混合体という特徴をもっていた。警察が危険防止という近代的な執行権力機構への方向をとるのは 19 世紀も終わりになってからであるが、それは同時に「予防的警察」への転換を意味した。⁽¹⁾ 前近代的な性格と現代的な方向性を内包したところに、プロイセン警察の独自の特徴が見出せる。

またナチ期における警察に関する論考において、筆者は、ナチスは国家機構の外側から国家機構内部に入り込み、警察機構を改編することで、ヴァイマル期の政治的不安定性を解消しようとした過程を検討した。現代の監視社会化（＝社会関係の警察化）は、先の「予防的警察」への転換に歴史

(1) 矢野久「ドイツ近代 プロイセン警察からナチ警察へ——〈現代化〉の先取り?」大日方純夫・林田敏子編『近代ヨーロッパの探求 警察』（ミネルヴァ書房、2011 年刊行予定）。

的淵源を見出すことができるが、ナチ期にはそれがより過激な形で現象して、「共同体異分子」の予防的排除にまでいたったことを明らかにした。しかもこの予防的排除は、ナチスによるドイツ国民の支配のみならず、占領地住民への支配が脆弱であり、このナチ支配の不安定性ゆえに、ナチスが徹底的な暴力行使に依存せざるをえなかったからである、と結論づけた。⁽²⁾

ドイツの警察制度に関する歴史研究は日本においては開始されたばかりであるといっても過言ではない。⁽³⁾本稿の課題は、19世紀のプロイセン警察が第一次世界大戦後の革命的状況の中で崩壊し、ヴァイマル共和制の成立過程において創設された警察の制度化のプロセスを概観することにある。それによって、ナチ期の警察制度の歴史的前提を明らかにし、日本における警察史研究のための素材を提供することをねらいとする。

ヴァイマル期における警察制度の直接的な歴史的前提をなすのは、第一次世界大戦である。この世界大戦には多くの警察官も兵士として召集された。ルール地方では、警察署勤務の警察官の約半分が召集されて警察官が不足し、そのため、代替として、退職警察官や補助警察官が警察力として投入されていた。⁽⁴⁾一方、暴動、略奪など本来の治安上の課題に加えて、所有権侵犯、密貿易、価格吊り上げ、食糧詐欺などの追加的に対処しなければならない課題が数多く発生した。また青少年の非行問題、強制労働者などの監視、政治的には社会民主党（SPD）左派の監視など警察の課題は急増したが、それらに対して人員不足の警察は過剰負担を強いられていたのである。⁽⁵⁾

第一次世界大戦期に生じたこれらの課題は、戦後の警察が取り組まねばならなかった問題群を先取りしていた。大別すれば、二つの課題群が確認できる。

第一は、犯罪を撲滅し、秩序を安定化させるという刑事政策上の課題である。これは、すでに第二帝政期においてプロイセン警察が抱えていた問題であり、その延長線上にあった。窃盗など所有

(2) 矢野久「ナチス・ドイツにおける住民の警察化——日独比較史の観点から」『三田学会雑誌』102巻4号（2010年1月号）。

(3) 松本尚子「廷吏から治安部隊へ——近世ドイツの治安イメージとポリツァイ」大日方・林田編『警察』、矢野久「〈ナチズムのなかの二〇世紀〉——総括と展望」川越修・矢野久編『ナチズムのなかの20世紀』（柏書房、2002年）、316頁以下、同「犯罪史——ドイツ史からの展望」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』（有斐閣、2002年）、金田敏昌「ドイツにおける警察史研究の成果と課題」『三田学会雑誌』100巻2号（2007年7月号）。

(4) Herbert Reinke: "...hat sich ein politischer und wirtschaftlicher Polizeistaat entwickelt". Polizei und Großstadt im Rheinland vom Vorabend des Ersten Weltkrieges bis zum Beginn der zwanziger Jahre", in: *Sicherheit und Wohlfahrt. Polizei, Gesellschaft und Herrschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, hrsg. v. Alf Lüdtke, Frankfurt a. M. 1992, S. 231; Frank Jochims: "Auf dem Weg zu einer Demokratischen Polizei. Gelsenkirchener Schutzpolizei 1918–1928", in: *Städtische Gesellschaft und Polizei. Beiträge zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen*, hrsg. v. Stefan Goch, Essen 2005, S. 100.

(5) Reinke, S. 232–237; Jochims, S.100.

権侵犯が急増していた。1910年代初頭に113,000件の窃盗が発生していたが、23年には367,400件にまで増加した。20年代半ばにようやく戦前の水準に戻った。⁽⁶⁾ それに加えて、19年にルール諸都市において、食料品略奪や商店破壊などが発生した。労働者、主婦、青少年が生活必需品の不足に不満をもち、暴動や略奪にいたったのである。22年にも社会的抗議の波が襲っている。略奪、耕地・森林窃盗は民衆暴動ないし社会的抗議の性格をもっていた。⁽⁷⁾ これらは戦後の経済的・社会的状況への人びとの反応でもあったのである。

第二は、第一次世界大戦末期に生じた革命的状況ないし内乱の状況を制圧するという喫緊の政治的課題である。しかし内乱の状況を制圧という課題は、一見短期的であるようにみえるとはいえ、秩序維持という長期的な課題でもあり、総じて秩序の安定と維持という点で、刑事政策上の課題と共通性をもっていた。しかし実際には、本稿の対象とするヴァイマル共和制初期においては、第一の課題ではなく、第二の喫緊の課題を優先せざるをえず、しかもこの課題の解決にかなりの時間とエネルギーを要し、第一の課題は後回しにせざるをえなかった。そこで本稿では、この第二の課題を中心として、ヴァイマル共和制初期における警察の制度化の過程を明らかにする。

II 第二帝政の崩壊と革命 ——1918年11月から1919年2月まで——

II.1 政権構築と首都ベルリンでの攻防

警察制度からドイツの敗戦と革命を眺めると、革命勃発時における帝政期プロイセン警察の退却、革命の平和的進行、しかしその後の内乱の状況が確認できる。こうした状況において、国内の暴力装置たる警察は何をしていたのであろうか。革命政権は帝政期の警察にどのように対したのか、革命政権はいかなる警察機構を構築したのであろうか。

ドイツでは軍が対外的のみならず内政的にも重要な役割を果たし、第二帝政期に国内の平定任務をも保持していた。軍はルール地方にも配備されていた。しかし工業地帯の内部ではなく、ヴェーゼル、ミュンスター、パダボーン、イザロンという工業地帯の周辺部に配備されていた。1918年11月8日に勃発した革命に直面して、軍は撤退している。代わって労働者・兵士評議会(レーテ)が誕生し、治安部門を掌握した。平穏と安寧を確保するために、いち早く人民治安防衛隊(Sicherheits- oder Volkswehren)が結成され、また人民海兵団や共和兵士防衛隊も結成された。一方、ベルリンでは王立国家(制服治安)警察(Schutzmannschaft)が解除された。ルール地方のゲルゼンキルヒェンなど他の都市でも同様に、内政において重要な役割を果たしていた軍の後ろ盾がなくなって、第

(6) Reinke, S.239 f.; Karin Hartwig: “Eine sogenannte Neutralität der Beamten gibt es nicht”. Sozialer Protest, bürgerliche Gesellschaft und Polizei im Ruhrgebiet (1918–1924)”, in: ›Sicherheit‹ und ›Wohlfahrt‹, S.311.

(7) Hartwig, S.301 f., 305 ff., 309 f.

二帝政全体で8万人を数えた警察官（うちベルリンに6,300人）も、個別勤務で集団投入に慣れていなかったため、背後に退いた。第二帝政の制服治安警察は革命時に消えたのである。革命は平和的に進行した。⁽⁸⁾

しかしその一方で、治安や秩序をどうするのかについて、革命勃発から1919年にかけて、治安機構の制度化は困難をきわめ、混乱状況を呈していた。こうした中で注目に値するのは、撤退した軍がいち早く行動を起こしたということである。陸軍最高統帥部 OHL (Oberste Heeresleitung) のグレーナー (Wilhelm Groener) は1918年11月10日、宰相エーベルト (Friedrich Ebert) との間で、OHLが人民委員政府を支持する代わりに、新政府は陸軍最高統帥部と将校団を支持し、ボルシェヴィズム撲滅において相互に協力する旨、合意した。この新政府との「同盟」がその後の展開にとって重要であったのは、これによって、陸軍最高統帥部が、ライヒ政治と革命勢力への軍事措置に対して影響力を確保できることになったからである。⁽⁹⁾

1918年11月中旬から12月末にかけて、陸軍最高統帥部の側が巻き返しを図り、革命勢力側と主導権争いを展開した。12月24日には、陸軍最高統帥部による戦闘部隊が人民海兵団を攻撃した。しかし後者が勝利した。とはいえ、ドイツ革命を特徴づけたのは、革命側勢力における内部対立である。人民委員政府内ではすでに対立していた独立社会民主党 (USPD) と多数派社会民主党 (MSPD) は、この人民海兵団の勝利を機に、一層敵対的となった。労働者層の期待を担うようになった USPD は、帝政の職業軍人、陸軍最高統帥部の解体を主張し、人民軍 (Volksheer) に交代させることを主張した。しかし USPD の人民委員は政府から脱退したため、政府は MSPD 単独で支配するところとなった。MSPD は人民軍がラディカルになる危険性を察知し、むしろ行政の連続性に重きをおいて「秩序の優位」を要求したのである。ここにその後の警察機構の制度化の端緒が見出される。人民委員政府の軍担当にノスケ (Gustav Noske) が就任したことによって、陸軍最高統帥部はこれを支持した。また、USPD 系のベルリン警視総監 (Polizeipräsident) アイヒホルン (Emil Eichhorn) が追放された。それに対して1919年1月4日夜、USPD と共産主義者が翌日に大規模デモを呼びかけ、多くの労働者層がこれに積極的に反応した。⁽¹⁰⁾

軍、革命政権を支配した多数派社会民主党、革命をさらに推進させようとした少数派の独立社会民

(8) Peter Leßmann: *Die Preußische Schutzpolizei in der Weimarer Republik. Streifendienst und Straßenkampf*, Düsseldorf 1989, S.12 ff., 21 ff.; Jochims, S.100. 1919年初頭、これらの人民治安防衛隊は10万人から20万人にまで膨れ上がっていた。Leßmann, S.18 ff. なお、1918年革命については木村靖二『兵士の革命：1918年ドイツ』（東京大学出版会、1988年）、また西川正雄編『ドイツ史研究入門』（東京大学出版会、1984年）を参照。

(9) Leßmann, S.27 ff. 篠塚敏生『ドイツ革命の研究』（多賀出版、1984年）、144頁以下、『世界歴史体系 ドイツ史3』（山川出版社、1997年）、121頁。

(10) Leßmann, S.35 ff., 38 f.; Jochims, S.104. 篠塚、171頁以下、ヴィンクラー『自由と統一への長い道 ドイツ近現代史1789-1933年』後藤俊明・奥田隆男・中谷毅・野田昌吾訳（昭和堂、2008年）、388頁以下、『ドイツ史3』124頁以下。

主党と共産主義者の三者の対立構造が見出される。その背後に存在したのが、労働者大衆であった。

MSPDのエーベルト宰相は革命を恐れてノスケに蜂起の鎮圧を命じた。ノスケは秩序創出のために、ベルリン駐留の、主として社会民主党の義勇兵からなる軍隊をこのデモに投入した。すなわち、革命政権は革命のさらなる拡大を恐れて、革命勢力に対して武力を行使したのである。ノスケはさらに義勇軍に労働者層撲滅の手段をみて、反革命義勇軍部隊を集結させ、「スバルタクス蜂起」の武力制圧に乗り出し鎮圧した。ノスケはこの義勇軍を他の諸都市へ拡大している。⁽¹¹⁾

1919年1月19日に実施された憲法制定国民議会選挙により、2月11日ヴァイマルに招集された国民議会はエーベルトを大統領に選出し、13日、社会民主党のシャイデマン(Philipp Scheidemann)を首相として、社会民主党、ドイツ民主党、中央党の連立政府が成立した。ライヒ国防相にはノスケが就任した。ノスケは労働者防衛隊を解体すべく、若い前線兵士や学生などからなる義勇軍部隊を投入した。義勇軍はとくにボルシェヴィスト撲滅の機会を見出し、暴力を行使した。それに対してレーテ側は反革命義勇軍に抵抗した。こうして、その後「部分的な内乱状態」となり、一方で労働者層を中心とする暴力行使、他方で、革命政権による国家の暴力装置の投入(=暴力行使)という事態となり、暴力が政治文化となった。⁽¹²⁾

II.2 ルール地方における権力と革命

ルール地方においても、工業都市ゲルゼンキルヒェンの例が示すように、労働者・兵士レーテが結成されたが、市長、警察本部長との協議の結果、安寧と秩序の維持が喫緊の課題とされた。労働者・兵士レーテは、社会的な民主主義国家が樹立されれば自ら解散すると決め、人民治安防衛隊が治安警察として誕生した。しかし、革命状況の中で、かつての制服治安警察の経験と行政構造に依拠せざるをえず、制服治安警察を武装解除したものの解散させることはできず、それゆえ制服治安警察は警察署での勤務を継続することができた。人民治安防衛隊員に対する市民層側の不満に直面して、1918年11月22日には、レーテは信頼のおける人物を人民治安防衛隊に雇用する方向へ転換した。その際、制服治安警察が警察署の勤務を實踐し、書類を統制していたので、人民治安防衛隊の隊員採用において影響力を行使した。すなわち、帝政期の警察官でありヴァイマル共和制の反対派が、人民治安防衛隊のリクルートの任務を委託され、責任のある任務を担ったということの意味する。創設時には90人のみであった人民治安防衛隊はその後急速に拡大し、11月30日までには873人となった。志願者から結成され、かつての兵士が労働者や農民よりも優先されていた。⁽¹³⁾

このゲルゼンキルヒェンの例は、1918年から19年にかけて、プロイセンの警察機構の制度化が

(11) Leßmann, S.40; Jochims, S.104.

(12) Leßmann, S.41; Daniel Schmidt: *Schützen und Dienen. Polizisten im Ruhrgebiet in Demokratie und Diktatur 1919-1939*, Essen 2008, S.66 f.; Jochims, S.105. 『世界歴史体系 ドイツ史3』126頁。

(13) Jochims, S.101 f.; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.65.

未決定であり、都市によって多様であったことを示唆するものである。それは、ルール地方では、警察の旧勢力と警察の革命勢力内部の穏健派との実践的な協力関係が生み出された反面、革命側のラディカルな勢力との暴力的な対立が激しくなっており、こうした具体的情勢に治安の実践は依存したことを意味する。⁽¹⁴⁾

ベルリンでの1月闘争における義勇軍の勝利とローザ・ルクセンブルク (Rosa Luxemburg) とリープクネヒト (Karl Liebknecht) 殺害以降、ノスケはレーテに支配された地域への支配権奪還に動いた。ルール地方では MSPD の改良主義的な治安防衛隊と、USPD や共産主義者の革命的な労働者部隊との間で武装対立が頻発していた。1919年2月初め、後者の革命勢力が勝利すると、軍が⁽¹⁵⁾出動した。

ゲルゼンキルヒェンでは1919年2月18日、40人から50人の革命勢力が武器倉庫侵入を図り、それに対して治安防衛隊と警察はこれを阻止し、共産主義者を逮捕した。これに対抗してデモがかけられて暴力的対立となり、8人が死亡している。その後、家宅捜査が実行され、USPD 指導者が逮捕された。2月22日には MSPD の新たな労働者レーテが結成されて、治安防衛隊は「国民自警団 (Volkswehr)」と名称変更され、国家の警察とともに治安業務を実施すると宣言した。国民自警団は他の近隣都市の騒ぎを撲滅するためにも投入された。国民自警団は正式に治安の責任をかつての制服治安警察に委譲し、自らは解散した。⁽¹⁶⁾

1919年2月末以降、義勇軍がルールの諸都市に入城した。レーテを武装解除し、治安防衛隊を解散させ、代わって警察権力は再びかつての制服治安警察が掌握することになった。⁽¹⁷⁾ しかしこれで治安が回復されたわけではなかった。暴力的対立は依然として続いていた。

III プロイセン治安警察

III.1 治安警察創設への動き ——1919年3月から5月——

こうした状況に政権はどのように対処したのであろうか。

1919年3月3日プロイセン政府はベルリンと周辺に戒厳令を敷き、ライヒ国防相ノスケを執行権力の保持者に任命した。3月9日ライヒ大統領エーベルトは、ノスケに軍総司令部の命令権を与え、プロイセンのラント警察高権を廃棄してノスケに実質上プロイセンの警察権力を委譲した。しかしノスケは警察課題の実践をかつての制服治安警察ではなく、義勇軍と軍に任せ、これらが公式に警

(14) Leßmann, S.26; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.66.

(15) Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.68 f.

(16) Jochims, S.106 f. 7月には労働者レーテも解散へ。Buer の労働者・兵士レーテは義勇軍に暴力的に解散された。

(17) Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.68 f.

察課題を遂行できるようになった。すでに3月6日には「暫定的国防軍設立法」が制定され、将校の命令権が復活していたので、これによって軍と警察権力との融合がはじまった。⁽¹⁸⁾

旧軍の残存者と並んで、多くの義勇軍が新しい国防軍に入隊したが、義勇軍を国防軍に編入するためには、義勇軍それ自体を街頭闘争や武装解除などの「警察任務」から解放させる必要があった。こうしてノスケの警察新設要求は、ライヒ国防省、プロイセン戦争省、プロイセン内務省の合同作業チームの結成に結実することとなった。1919年3月10日には覚書が作成された。その構想は、警察を秩序・福祉警察と治安警察（Sicherheitspolizei）とに二分し、ベルリンの制服治安警察を福祉警察としてベルリン行政に引き渡し、公的安寧の維持と騒動撲滅のために、営舎部隊を創設して治安警察とするというものであった。⁽¹⁹⁾

ノスケは3月13日付けプロイセン内務相ハイネ（Wolfgang Heine）宛書簡で以下のような内容の提案をした。

第一に、刑事警察はそのまま残存させ、地方自治体から解放して国家化する

第二に、かつての制服治安警察はゲマインデに委ねる

第三に、非武装の秩序警察（Ordnungspolizei）と軍隊的営舎武装の治安警察に分ける

第四に、治安警察は各州に国家監督官 Inspektor（治安警察機動予備隊がこれを補助する）によって統制させて「国家化」し、治安維持のために軍隊的な営舎制警察部隊とし、これをベルリン警察の核にする

これに賛同したSPDのハイネは、ベルリン治安警察組織をプロイセン各州の警察組織のモデルにしようと、この方向でプロイセン治安警察創設へ動きだすこととなった。⁽²⁰⁾

政権の側でのこうした一連の警察機構の改編において重要な背景を形成したのが、街頭での現実、暴力的政治文化である。ラディカルな労働者層と治安機構との間の対立は多数の死者が発生するまでに激化していた。

1919年3月、ルール地方のヴィッテンの警官隊が10人のデモ行進者を射殺したため、鉱山労働者はゼネストを挙行した。かつての制服治安警察と軍の勢力は状況を支配できなくなった。ルール地方の警察は、こうした政治的な不穏や街頭闘争のみならず、破局的な食糧事情にも対処しなければならなかった。しかし警察はこうした状況に対処できず、警察官は低賃金にもかかわらず過剰負担を強いられていた。⁽²¹⁾

死者の数からいっても、1919年の警察と革命的労働者層との間の暴力的対立の頂点は、3月の「ベ

(18) Leßmann, S.44; Jochims, S.107.

(19) Leßmann, S.44 ff., 47.

(20) Leßmann, S.47 f.; Jochims, S.108.

(21) Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.69 f.

ルリン血の週間」, 5月のミュンヘン・レーテの崩壊であった。前者では1,200人以上, 後者では650人が死亡している。労働者層はこの新たな共和制の現実に失望し, 一方, 義勇軍とともに陸軍最高統帥部 OHL が第二の権力中枢となり, 右翼勢力が強化された。さらにレーテが崩壊することによって, 労働者層の一部はラディカル化した⁽²²⁾。

こうした現実に直面して, プロイセン内務省は1919年5月31日, ベルリン治安警察の組織要綱を公表した。治安警察は暴力的な攻撃から生命と財産を保護し, 国家秩序の維持を図り, それ以外の警察業務は秩序警察が担うというものであった。また, プロイセン治安警察設立のための幕僚部がベルリンに設置された。この幕僚部は参謀本部将校から構成され, 治安警察の設立を組織し指揮することにその任務があった⁽²³⁾。換言すれば, 革命政権が, 革命を担う労働者大衆に対抗して国家秩序維持のために, 旧支配勢力の警察力を借りたということである。

III.2 市民自警団の結成

そればかりではない。ヴァイマル共和制初期における警察の制度化において特徴的な点は, 政権にある多数派社会民主党が, こうしたラディカルな労働者に対抗し, 権力側について補助的役割を果たさせるべく, 「市民自警団 (Einwohner- oder Bürgerwehren)」を主導的に結成したところにもある。

すでに1918年11月15日, 財産をもつ市民から援助を受け, 市民的秩序を守ることを目的として, 文民行政による市民自警団の結成を命じていた。ベルリンでは, 軍の総司令部に服す市民自警団であり, ベルリン以外でもいくつかの都市では駐屯軍司令部の下に市民自警団がおかれた。プロイセン東部では反動的特徴をもち, 労働者・兵士レーテに対抗する「自助」的⁽²⁴⁾性格をもった。

1919年3月には, プロイセン内務相ハイネは, 信頼のおける住民から市民自警団を創設することを各県知事に委託したが, 服役した下士官のリクルートを推薦していた。4月にはライヒ国防省に市民自警団中央本部が設置され, 市民自警団は補助部隊という性格をもつにいたった。19年5月以降, ルール地方でも, すでに消滅させられた人民治安防衛隊への対抗措置として市民自警団が結成された。こうした市民自警団は, プロイセンのSPD政府が警察制度を補完する意味で, 治安政策上⁽²⁵⁾少なからぬ意義をもつものである。

このように, 革命的・内乱的情勢の下でプロイセンでの警察組織の制度化が検討されつつある中で, ライヒ国防相ノスケは強力な部隊投入の潜勢力をもつことができた。1919年春には7万人を数えた兵力が配置されていたが, 最大のラントであるプロイセンに存在する市民自警団, 志願兵部隊,

(22) Jochims, S.105.

(23) Leßmann, S.50; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.71; Jochims, S.109 ff.

(24) Leßmann, S.30 ff.

(25) 1919年半ばには30万人規模となっている。カップー揆の後にはこの市民自警団は禁止された。Leßmann, S.33 f.; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.70 f.

義勇軍と並んでかつての制服治安警察に依拠できた。制服治安警察はパトロール任務ではなく、軍の規則に則って軍事的な警察任務を実行していた。それに対し労働者層は対抗できる制度組織をもてないままに、ラディカルな闘いを展開した。⁽²⁶⁾

III.3 連合国の対応と治安警察の創設へ ——1919年夏以降——

こうしたドイツ・プロイセンの動きに対して警戒したのが連合諸国である。しかも警察に関する連合国の対ドイツ要求は軍の存在と密接に関連していた。1919年6月28日にドイツが署名したヴェルサイユ条約（1920年1月10日に発効）の規定の中で、警察に直接的・間接的に関連した条項は、軍の10万人制限、ライン川西岸非武装中立化、警察と軍隊の分離であった。こうした条件の下で、プロイセン政府は、軍隊なしに安寧と秩序を維持するために強力な治安警察を設置しようとしたのである。⁽²⁷⁾

ヴェルサイユ条約においてはまた、結社・団体は軍隊的な行動を禁止され、戦争省や軍当局との関係も禁止された。ノスケは1919年7月5日の布告で、自警団は軍隊の特徴を排除し、文民統制下にある「警察強化のための市民の自衛」であるとした。さらに7月19日のライヒ・ラント首相会議は、ドイツ領土内での秩序維持と国境警備としては10万人の国防軍は小さすぎるという点で意見の一致をみた。会議は、ベルリンの治安警察は消防団方式により機動的に介入できるとして、ラント治安警察の組織にこの方式を取り入れ、縮小された国防軍と並んで軍隊的警察を創設させるべきであると結論づけた。この会議以降、治安警察の創設過程は加速化した。19年11月6日、翌年1月にベルリン治安警察は任務を開始すると告知された。⁽²⁸⁾

1919年夏という時点は、新しい治安警察の設置によって、自警団などの組織を解体の対象とし、国内の治安において国家の暴力独占権を復活する方向への大きな一歩を意味するものと位置づけられる。⁽²⁹⁾

地方での警察組織の構築については、1919年夏から秋にかけて、州に治安警察部隊を創設するために、ベルリンを模範として、司令幕僚部がミュンスター、フランクフルト、カッセル、マクデブルク、ブレスラウ、ケーニクスベルクに設置された。⁽³⁰⁾

ルール地方においては、エッセン、ボーフム、ゲルゼンキルヒェンの3都市ではすでに第一次世界大戦以前に警察が国家化されていたが、⁽³¹⁾1919年9月ミュンスターの司令幕僚部は治安警察部隊の配置を画策しはじめた。10月4日、工業地帯の治安部隊配置の指令がベルリンから出され、7,000

(26) Leßmann, S.42 f.

(27) Leßmann, S.52 f.; Jochims, S.110.

(28) Leßmann, S.54 ff.

(29) Leßmann, S.17; Jochims, S.111.

(30) Leßmann, S.57.

(31) 矢野「プロイセン警察からナチ警察へ」参照。

人規模のものとなり、さらに増強された。11月には司令幕僚部が工業地帯の国家治安警察の配置を委託され、志願兵と義勇軍を引き受けた。さらに20歳から30歳の未婚男性、最低1年の軍隊経験者を採用した。このように治安警察のリクルートにおいては戦争経験を重視したが、教育訓練においては軍隊の観点から実践した。⁽³²⁾

1919年12月、プロイセン内務省はライン・ヴェストファーレンに9,250人の治安警察官を予定した。閉鎖的な部隊にまとめて、翌年1月以降、各駐屯地に配属した。ゲルゼンキルヒェン近郊の空港に2つの警察部隊、エッセンとボーフムにも3月に治安警察部隊が宿営した。しかし、この治安警察部隊が駐屯地に宿営するという事態は、住民には軍の駐留を意味するものであった。しかも、治安警察官の大部分はエルベ以東の農村出身者であり、高度に工業化・都市化されたルール工業地帯の住民との間の距離は大きく、新しい治安警察官は市民層住民に歓迎されたわけではなかった。⁽³³⁾

III.4 警察制度組織——治安警察と秩序警察——

こうした「治安警察」の創設は、「秩序警察」との警察機構の複層化を意味するものである。治安警察と秩序警察がどのように異なるのか、検討しておこう。

組織構造的には、「治安警察」は管轄の警察本部長に直属し、治安警察への最高司令権は州知事（Oberpräsident）が保持するものとされた。非常事態の場合は軍の総司令官に司令権が与えられるものとされたが、治安警察幕僚部は州知事の下位におかれた。このレベル以下においては、1913年までラント警察当局として機能していた行政機構としての県知事（Regierungspräsident）は治安警察に対する監督権を失ったばかりではなく、警察行政の末端において、治安警察は従来の制服治安警察を含めて秩序警察から分離された。⁽³⁴⁾

「秩序警察」は帝政時代と同様、道路交通や届出など警察署勤務と並んで福祉課題を担うものとされた。「青色」の制服を着用し、制服治安警察官の半分を秩序警察に充てるものとされた。しかしこの制服治安警察は「公的安寧の保護」を全うできていないとされ、それに対して新設の「治安警察」の警察官は「厳格に組織され、将校に指導され、最新の武器を所持する」ものとされた。治安警察は公的安寧維持のための機構とされ、主として警察署勤務と福祉課題を担う秩序警察よりも重視された。若く、独身の、かつての下士官からリクルートし、人員は1万人、軍隊的・ヒエラルキー的に組織化され、閉鎖的で重装備された営舎制部隊とするものとされた。「緑色」制服を着用し、「軍律」と軍隊的訓練が訓練の中心とされた。⁽³⁵⁾

第二帝政期におけるプロイセン警察は、国家中央と末端機構という関係からみれば、「王立国家警

(32) Leßmann, S.57 f.; Jochims, S.111 ff.; Schmidt: *Schützen und Diener*, S.72.

(33) Schmidt: *Schützen und Diener*, S.72 f.

(34) Leßmann, S.60; Jochims, S.110.

(35) Leßmann, S.51 f.; Jochims, S.109; Schmidt: *Schützen und Diener*, S.71.

察」・「国家郡部警察」と「地方自治体都市警察」の二層構造からなっていた。⁽³⁶⁾第一の、ベルリンを模範とした国家の警察行政をもつ諸都市では、営舎制治安警察機動隊が創設され、また治安監視所も30人規模で設置された。これは自治体警察署からは別のものとして分離された。⁽³⁷⁾

第二の、地方自治体警察行政をもつ都市での治安警察と秩序警察の任務の境界線は、ヴェストファーレン州知事が1920年5月、以下のように規則を制定した。第一に、地方自治体警察は秩序警察としてその権限をもつが、治安警察はこれとは別に独立して権限を行使する、第二に、治安警察は地方自治体警察とはつねに連絡するが、上下関係はなく、武装介入などが発生すれば、治安警察が司令権をもつ、とされた。⁽³⁸⁾

しかし、地方自治体警察の担い手たる秩序警察と治安警察との関係は良好ではなかった。秩序警察は住民との関係では経験を積み、一般的な警察業務に精通していたのに対し、治安警察のほうは年齢が若く、また教育訓練されていなかった。それだけではなく、両者の間には協力関係などなく、この二つの警察の間の意思疎通は良好ではなかった。⁽³⁹⁾

III.5 治安警察と国防軍

このように警察制度は機構内部において対立の要素を内包するものであったが、ライヒとラントのどちらが警察高権をもつのか、また、警察は他の国家暴力機構たる軍とはいかなる関係に立つのか問題となっていた。

1919年8月11日のいわゆるヴァイマル憲法によって、ライヒ大統領は第48条において規定された緊急立法権に基づいて、ラントに対し命令権を保持し、第9条でライヒ統一的な規制が必要な場合に公的安寧と秩序保護のために立法措置を講じることが可能であった。警察と国防軍との関係の問題では、非常事態に直面すれば、執行権力を地域の軍司令部に委譲し、警察は国防軍の下位におかれた。⁽⁴⁰⁾

1919年9月12日の治安警察再編覚書において、ライヒ政府は、10万人の国防軍では国内の警察任務を全うできない、営舎制治安警察と非営舎制秩序警察のための「機動予備隊」が必要であると主張し、営舎制治安警察は装甲車と航空機を保持し、人員は66,000人（内46,000人をプロイセン）と提案している。ライヒ国防省は治安警察に対して国防軍の優位を主張したが、プロイセン内務相ハイネは、治安警察は国防軍とは無関係であると主張した。⁽⁴¹⁾

(36) 矢野「プロイセン警察からナチ警察へ」参照。

(37) Leßmann, S.60.

(38) Leßmann, S.60 f.; Jochims, S.110.

(39) Leßmann, S.62; Jochims, S.111.

(40) Friedrich Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat. Die Geschichte ihrer Organisation im Überblick*, Paderborn 1997, S.22; Jochims, S.107 f.

(41) Leßmann, S.66.

この背後にあるのは、国防軍・警察関係の問題と同時に、ライヒ・ラント問題である。後者については、警察高権が1919年11月22日のライヒ内務相コッホ＝ヴェーザー（Erich Koch-Weser）によってラントに認められたことによって、一応の解決をみた。しかし警察費はその80%をライヒの補助に依存し、ライヒ内務省も少なからぬ介入権を保持していた。⁽⁴²⁾

1920年1月5日、ベルリン警視総監エルンスト（Eugen Ernst）は、国防軍と治安警察の同等化を要求し、10万人の国防軍と66,000人の治安警察を主張した。実際には、20年初頭、25万人の国防軍と23,500人の治安警察が存在した。20年1月12日のライヒとプロイセン関係省庁の協議で、ライヒは警察に対する国防軍の優位を貫徹できた。⁽⁴³⁾

1920年2月の時点で、治安警察官の数は23,500人で、国家・地方自治体の秩序警察官の数は37,000人であった。ゲルゼンキルヒェン、エッセン、ポーフムにはそれぞれ1,200人の治安警察官がいた。一方、第三の勢力であった市民自警団は治安警察と軍を補完する自警団であったが、財産の保護を任務とした。農村では重要な役割を果たしたが、ルール地方ではそれほどでもなかった。20年1月に市民自警団員の数は94万人であり、プロイセンでは52万人を数えた。⁽⁴⁴⁾

IV 治安警察から治安秩序警察（Schutzpolizei）へ

IV.1 カップ一揆と「ルール蜂起」

ようやくにしてプロイセン警察制度が構築されたかにみえたが、1920年3月には内政上の混乱によって、この警察制度は試練に晒されることになった。警察高権をもつプロイセン政府は、この経験を踏まえて、いかなる警察制度を構築するかを問わざるをえなくなり、同時に連合諸国側からの軍・警察制度への介入にも晒されていた。内政上の利害対立と外政上の問題から、プロイセン警察制度は新たなものに変化することになった。

内政上の混乱としては画期となったのは、国家国民党員のカップ（Wolfgang Kapp）やベルリン地区軍司令官リュトヴィッツ（Walther von Lüttwitz）ら一部軍人によるカップ一揆（1920年3月13日から17日）である。これに対抗して、社会民主党はゼネストを呼びかけ、広汎な労働者や市民層がこのゼネストを支持し、結局この一揆は失敗に終わった。⁽⁴⁵⁾しかし、これを機に警察制度の見直しが図られることになった。

まずはこの一揆をめぐる国内の対立をみておこう。カップ一揆でベルリンの治安警察の一部はカップ側についた。ルール地方でもどちらにつくかで治安警察は混乱し、他の地域では分裂したところ

(42) Leßmann, S.55 f.; Jochims, S.110.

(43) Leßmann, S.69 f. しかし実際に治安警察が再編されると、この国防軍優位は崩されていった。Leßmann, S.67.

(44) Leßmann, S.59 f.; Jochims, S.118.

(45) Jochims, S.117；篠塚，193頁以下。

も⁽⁴⁶⁾あった。

ラント警察の長として治安警察の最高司令官の位置にあるヴェストファーレン州知事は政府を支持したものの、治安警察の参謀部は、一揆側に治安警察の全部隊を集結させるよう声明を出した。しかし軍の方面司令官は中立の立場に立ち、混乱していた。一方、ルール地方の義勇軍はカップ一揆を支持し、労働者層と対立するにいたった。しかし労働者層内部での対立も存在し、カップ一揆発生後の翌日には多数派社会民主党と共産党が対立することになった。共産党は労働者自衛軍「ルール赤軍」の結成に向かい、義勇軍の武器を奪取した⁽⁴⁷⁾。

カップ一揆失敗後、労働者層内部での対立を含みつつも、義勇軍のみならず治安警察との対立において、労働者層はかなり強力な運動を展開した。ポーフムでは1920年3月19日に労働者層は治安警察を武装解除している。治安警察は4週間の休暇措置を講じられた。ゲルゼンキルヒェンでは治安警察は武装解除を拒否したので、労働者層と対立し、2人の死者が出た。労働者層と治安警察ならびに義勇軍との間の政治的・社会的・感情的裂け目は克服されないままであった⁽⁴⁸⁾。

そのため国防軍が義勇軍に支持されて、ルール地方を奪還しようとした。その際治安警察はもはや重要な役割を果たさなかったが、復讐で残忍な行為を実行した。一方、秩序警察は労働者層の間で威信を取り戻した。若い攻撃的な治安警察とは異なり、中年の静かな経験のある秩序警察官は住民と良好な関係にあったからである⁽⁴⁹⁾。

治安警察がゲルゼンキルヒェンから退却した後、ゲルゼンキルヒェンでは3つの社会主義者からなる行動委員会が結成された。この行動委員会は共産党とUSPDからなる自警団を結成し、共産党が多数派を形成した。この自警団は400人から600人規模で、秩序警察の配下におかれた。一方プロイセン東部では、治安警察はカップ一揆側についた。このことは、治安警察司令部が憲法による政府を明確に支持したわけではなかったことを意味している⁽⁵⁰⁾。

1920年3月20日、まずは自由労働組合、22日にUSPDがゼネスト終了を宣言した。24日に政府、政党、労働者代表の間でビーレフェルト協定が締結された。しかし労働者側には3つの闘争中央本部が存在し、この協定をめぐって3つの労働者集団の間で対立するにいたり、USPD系、共産党系、サンディカリスト系に分裂した。共産党系は協定を認めず、闘争継続を要求した。一方ライヒ政府は3月28日、中央レーテに対してルール赤軍の即刻の解体を要求、翌日、レーテはゼネスト終了を宣言し、大多数の労働者は解散した。一部のラディカルな労働者だけが闘争を継続した⁽⁵¹⁾。

(46) Leßmann, S.79 ff.; Jochims, S.118.

(47) Jochims, S.117 ff.; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.74.

(48) Jochims, S.120 f.

(49) Jochims, S.121; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.74.

(50) Jochims, S.122.

(51) Leßmann, S.82.

(52) Jochims, S.126 ff. 篠塚, 215頁以下, 229頁以下, 291頁以下, ヴィンクラー, 406頁以下。

カップー揆に際して共和国政府に忠実でなかった義勇軍と治安警察部隊を解体することとなり、プロイセン内相ハイネとライヒ国防相ノスケは辞任した。カップー揆を支持したベルリン治安警察と警察行政のスタッフは解雇され、地方でも一揆を支持した警察スタッフは解雇された。⁽⁵³⁾

4月1日国防軍はルール地方に戻ってきた。ルール赤軍は統制を喪失し、略奪などが発生した。MSPDからなる自警団は秩序警察と共に状況を統制しようとした。しかし軍・警察と労働者層との衝突は激しく、闘争終了後の白色テロで労働者側の犠牲者は1,000人以上を数えた。国防軍は208人、治安警察は41人の犠牲者を出した。この1920年の「ルール蜂起」において、労働者層は国防軍や警察という国家の暴力装置がいかなるものであるのかを身体で直接経験し、他方で、まさにこの国家権力の一翼を担い、国防軍と警察機構の只中にある多数派社会民主党に対して失望しただけではなく、それに敵対したのである。これは労働者層全体の弱体化を惹起し、労働者層の一部勢力のラディカル化をもたらした。⁽⁵⁴⁾

IV.2 治安警察の再編の試み ——1920年春——

1920年のカップー揆と「ルール蜂起」は、プロイセンでは内政上の画期となり、警察機構の制度化においても変化をもたらした。

1920年3月、プロイセン農相ブラウン（Otto Braun）がヒルシュの後任でプロイセン首相に、ライヒ政府・プロイセン政府のルール担当大臣であったゼーフェリング（Carl Severing）がハイネの後任でプロイセン内務相に任命された。20年3月30日、ブラウンは政府声明で、「公的平穏と安寧保持のための機関」を抜本的に変更する意図を表明し、ゼーフェリングは警察再編を開始した。プロイセン内政の民主化がねらいとされ、警察関係においては、共和国賛成派が警察機構のトップに就くことになった。⁽⁵⁵⁾

ゼーフェリングは治安警察に、平穏・安寧と秩序の「盾」となる信頼に足る武装秩序部隊をみた。彼は、国防軍は内政秩序の適切な制度ではないとして治安警察を優遇したのである。一方ライヒ政府ならびに国防軍の側では、陸軍統帥部長官ラインハルト（Walther Reinhardt）後任のゼークト（Hans von Seeckt）は、国防軍は非政治的であるべきとして、政治の出来事から国防軍を退却させることに軍政策の目標をおいた。1920年4月6日、軍事力が必要な場合には国防軍を核とするが、通常は執行権を軍から文民に委譲し、軍当局を政治的責任からは解放することに決めた。執行権の機構としてラント警察が位置づけられ、国防軍は伝統的な内政上の権力地位を失うことになる。5月30日のライヒ大統領令で、国防軍と治安警察との結合が禁止された。⁽⁵⁶⁾

(53) Leßmann, S.84; Jochims, S.117.

(54) Jochims, S.128 f. 篠塚, 327頁以下。

(55) Leßmann, S.72, 88; Jochims, S.129.

(56) Leßmann, S.71, 74 ff.; Jochims, S.129.

一方、社民両党と労働組合は、重要な治安機構が反共和国勢力からリクルートされ、反共和国の将校によって指揮されていたことを認識していた。ゼーフェリング内務相は、治安警察により多くの労働者を雇用せよという社会民主党と労働組合の要求には肯定的に応えた。しかし成果はなかった。執行権力側のみならず社会民主党と労働組合の指導部も、労働者層が国防軍・自警団・治安警察に入ることに疑念をもっていたからであり、また労働者層自身が、国家権力に対して不安と軽蔑という二重の態度をもっていたからでもある。労働者層にとって、警察官になることは裏切り者とみなされ、労働者ミリューから排除されるかもしれないという恐れが重要な要因を形成していた。⁽⁵⁷⁾

この労働者ミリューの反治安警察感情を克服するためには、警察官という職業が労働者層に魅力的であることが重要であったし、そのためには、警察のイメージが改善されねばならなかった。しかしこの時点では、そこまでの余裕を警察当局者はもっていなかった。⁽⁵⁸⁾

ルール地方の状態が平穏になると、徐々に警察隊は戻ってきた。1920年6月には、ルール工業地帯に14,233人の治安警察官（内642人の警察将校）がいた。⁽⁵⁹⁾

IV.3 「治安秩序警察」の創設 ——1920年11月——

このように、ようやく警察の制度化を達成できたかにみえたが、ドイツは国内秩序の維持、治安の確保という内政上の問題を抱えていた。国家権力の最後の手段としての国防軍が十分に機能しておらず、警察制度の構築によって、治安を確保し、秩序を維持するという喫緊の課題に対処する必要に迫られていたのである。しかしこうしたプロイセン・ライヒ政府の意図は連合諸国からの外圧で変更を余儀なくされた。

1920年6月22日付けの通牒で、連合国間軍事統制委員会（IMKK）はドイツ政府に対して、第二の国防軍だとして治安警察の保持、軍隊の組織としての警察隊の保持を禁止した。10月6日までにラントの治安警察を解体し、それに代わって、地方分権的で非軍队的な秩序警察（92,000人から15万人への増強、内85,000人をプロイセン）を創設するように指示した。治安警察官を秩序警察に引き受けることを認めたが、軍への引き受けは認めなかった。⁽⁶⁰⁾

この外圧に対処するためにも、プロイセンで警察再編の試みがはじまる。

プロイセン内務相ゼーフェリングはベルリン・シャロッテンブルクのラント警察局長代理アベグ（Wilhelm Abegg）に、プロイセン警察を「真の国民警察」に改編し、軍隊の性格を脱するための警察制度改革の作成という任務を与えた。⁽⁶¹⁾

(57) Leßmann, S.86; Jochims, S.130.

(58) Leßmann, S.87.

(59) Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.76 f.; Jochims, S.131.

(60) Leßmann, S.89; Jochims, S.131.

(61) Leßmann, S.90; Jochims, S.132.

アベグは1920年8月、覚書「プロイセンにおける警察制度の再編に寄せて」を作成し、8月31日のプロイセン内務省で開催された会議において、県知事に公表した。その構想は、一方で、20年の「ルール蜂起」においてレーテに統制されたラディカルな地方自治体警察、他方で、プロイセン東部での保守主義的な市民自警団と地方自治体の警察行政との結びつきという左右の勢力との関係を踏まえて、地方に影響されない警察行政の確立、すなわちプロイセン警察の国家化を意図するものであった。⁽⁶²⁾

このアベグの提案は三つの警察機構の創設をめざすものであった。第一に、刑事警察と行政警察を存続させ、秩序警察官の引き受け組織として位置づけた。第二に、これまでの国家・地方自治体の秩序警察、治安警察さらにその他の警察機関を一つにまとめて統一警察として「治安秩序警察(Schutzpolizei)」を創設することであった。治安秩序警察は構想では営舎・部隊制であり、国内の政治的危機を克服するための最後の機関として位置づけた。⁽⁶³⁾

このように、こうした外圧と内圧の両者を克服する警察制度として治安秩序警察が構想されたのである。警察は国民の中、そして国民とともに存在する機構として構想されたが、それにもかかわらず治安秩序警察の構造は軍を模範とした軍隊的構造をもたせ、「軍紀」を重視するものであった。⁽⁶⁴⁾

結局、1920年10月4日にプロイセン内務省は治安警察解散・武装解除と警察再編省令を出し、連合諸国の要求に対応した。警察権力を州知事におくというアベグの構想は連合国の反対で難破し、警察の権限は地方自治体警察に限定された。連合諸国との間の懸案の一つであった警察将校の肩書きについては、警察高級官僚に将校の肩書きが認可された。新警察の任務は、国家、公共、人物、財産の保護、衝突の際の公的安寧の保持におかれることとなった。⁽⁶⁵⁾

1920年11月20日の「治安秩序警察組織要綱」条令が公布され、これが32年末までのプロイセン治安秩序警察の編成コンセプトとなった。その基本的骨子は、治安秩序警察は地域の警察当局に属し、その地域に限定するという考えであった。県知事がラント警察当局として治安秩序警察の監督を実施するものとされた。地方自治体都市では警察本部内において、国家警察の三部門——治安秩序警察、行政警察、刑事警察——が統合されるものとされ、警察本部長が統括した。警察行政にある町村では警察行政局が警察業務を実行するものとされた。さらにこの警察本部長ないし警察行

(62) Leßmann, S.91; Jochims, S.132.

(63) Leßmann, S.92.

(64) Leßmann, S.93.

(65) Leßmann, S.96 f.; Jochims, S.132. 治安警察の解散命令はゲルゼンキルヒェンではいち早く実行されたが、ルール地方の他の諸都市ではもっと遅く出されていた。完全な解散の必要性はなく、過剰に反応してしまったと判断したゲルゼンキルヒェン警察はすぐに撤回した。420人の治安警察官を警察署勤務に配置し、警察隊は警察予備隊と名称変更した。治安警察幕僚部はまずは存続され、治安警察の解散作業を担った。ほとんどの警察将校は治安秩序警察の司令部に受け入れられ、トップの警察本部長だけが退任を余儀なくされた。Jochims, S.136 f.

政局を支える補助機構として、警察行政支局が設置された。行政警察は治安秩序警察から切り離され、警察本部長ないし警察行政局に属することになった。⁽⁶⁶⁾ 治安秩序警察は一方で国家行政機構の一環としての警察当局に服したが、しかし治安秩序警察の独自の性格は、かつての治安警察と同様に、治安秩序警察独自の命令系統の下にあったところにある。⁽⁶⁷⁾

治安秩序警察内部の構成をみるならば、警察部局担当と警察隊からなる。前者は警察署に勤務する。現場での警察権力を代表し、日常的警察業務の支柱であった。警察署では、制服の警察（ここからパトロールを実施）、刑事警察、行政警察が任務を遂行する。彼らは個別に居住した。一方、後者の警察隊は営舎制であった。1人の将校の下に約120人の下級警察官からなる部隊編成であり、内政上の問題にこの部隊編成の機動隊に対応するものとされ、軍隊的基準で訓練された。1920年11月時点で、プロイセンでは55,000人の治安秩序警察官がいた。内25,000人の警官は警察署で個別勤務を行い、25,000人は営舎制警察隊であり、5,000人が幕僚部に勤務していた。⁽⁶⁸⁾

このように、1918年の革命から20年11月の組織要綱公布までの間に、警察制度は治安警察、治安秩序警察と揺れ動きながら変更されたが、ともかくも比較的短期間に制度化されたことは、プロイセンの警察が立法権の介入なしに省庁の行政令によって制度化されていたことに帰せられる。⁽⁶⁹⁾

IV.4 1921年3月の中部ドイツの蜂起

こうしてようやく警察機構は治安秩序警察として制度化された。しかし翌年春には治安秩序警察は共産党を中心とした4,000人規模の労働者武装蜂起に直面する。1921年3月23日から4月1日まで続いた中部ドイツの蜂起に対しては、軍は投入されなかったが、7,000人の治安秩序警察が投入され、35人の警察官と145人の労働者が犠牲となって終わった。⁽⁷⁰⁾

このいわゆる「三月蜂起」後、プロイセン内務省は覚書「1921年三月蜂起とプロイセン治安秩

(66) Leßmann, S.98 f.; Jochims, S.132 f.; Stefan Goch: “Das Projekt zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen”, in: *Städtische Gesellschaft und Polizei*, S.20; Daniel Schmidt: “Die Bürgerkriegsarmee. Gelsenkirchener Schutzpolizei und politischer Extremismus 1928–1932”, in: *Städtische Gesellschaft und Polizei*, S.214.

(67) Schmidt: “Die Bürgerkriegsarmee”, S.215.

(68) Leßmann, S.98; Jochims, S.132 f.; Schmidt: “Die Bürgerkriegsarmee”, S.215; Schmidt: *Schützen und Diener*, S.77.

(69) Leßmann, S.102.

(70) Leßmann, S.103 ff.; Jochims, S.134.

(71) Peter Leßmann: “Mit ‘Manneszucht’ gegen ‘irregeleitete Voksgenossen’. Bildung und Ausbildung der preußischen Schutzpolizei in der Weimarer Republik”, in:»... nur für die Sicherheit da...«? *Zur Geschichte der Polizei im 19. und 20. Jahrhundert*, hrsg.v. Herbert Reinke, Frankfurt a. M./ New York 1993, S.80 ff. 細田信輔「1921年の中部ドイツ武装蜂起（上）」『三田学会雑誌』79巻2号（1986年6月）。垂水節子『ドイツ・ラディカリズムの諸潮流——革命期の民衆1916～21年』（ミネルヴァ書房、2002年）。

序警察」を作成し、蜂起鎮圧において果たした治安秩序警察の重要性を強調した。それに対して国防軍側は、治安秩序警察がかつての将校によって指揮され、軍隊的性格をもっていたからだとし、これを批判し、軍の重要性を主張した。プロイセン内務相ゼーフェリングは警察隊の編成の重要性を強調し、武器、装甲車などの大規模武装の必要性を説いて、プロイセン治安秩序警察の強化を結論づけた。結局、部隊編成の軍を模倣した治安秩序警察の編成と装備の強化案によって、国防軍側も治安秩序警察が憲兵（軍警察）という性格をもつものとして納得するにいたった。⁽⁷²⁾

しかしこれで決着したわけではなかった。再び問題は国外から投げかけられた。連合諸国の対応であった。

V 警察機構の制度化 ——1922年夏——

連合諸国はこうしたドイツ側の警察制度化に納得せず、ドイツ警察の軍隊的組織形態の廃棄を要求した。このドイツ警察問題は1922年中頃までつづいた。⁽⁷³⁾

IMKKは、プロイセンが実行する治安警察の解散・治安秩序警察の創設に納得せず、結局連合諸国は、1922年4月10日、治安秩序警察創設による警察の国家化を禁止し、5月5日までに警察部隊を解体するよう最後通牒をつきつけた。プロイセンはこれに対応して、5月24日、警察再編布告を出した。この再編によって、営舎制警察の大部分が解散され、警察署勤務に編入されることになった。警察行政局が解体され、行政機構としての地方政府に委譲された。国家警察行政をもつ都市においては、治安秩序警察一部局担当の補佐的任務を実行する行政支局は廃止し、そのスタッフと任務は警察本部に委譲する。これまでの治安秩序警察一部局は名称を変更し、治安秩序警察—監督局（Inspektionen）とし、警察署の管轄下におく。刑事警察、行政警察、非営舎制治安秩序警察からなる通常の警察署、その地域的上部組織の管区警察署の創設によって、営舎制治安秩序警察は日常的な警察業務に参画させる。営舎制予備警察隊の治安秩序警察官は管区警察署に属し、そこからパトロール勤務を実行する。IMKKはこの変更にも満足し、ようやくプロイセンの警察が制度化されることになった。⁽⁷⁴⁾

さらに1922年8月15日のプロイセン内務省布告によって、新たな国家の警察行政の権限が定められた。安寧と秩序の維持と並んで、政治警察、外国人警察、交通警察、刑事警察、消防警察、営業警察が含まれた。すでに国家警察本部はエッセン、ゲルゼンキルヒェン、ボーフムの三都市におかれていたが、これらに加えて、10月1日以降、レクリングハウゼン、オーバーハウゼン、ヴィッテンにも国家警察本部が設置された。国家の警察行政に服さない地方自治体警察も存続し、したがっ

(72) Leßmann: *Schutzpolizei*, S.115 ff.; Jochims, S.136.

(73) Leßmann: *Schutzpolizei*, S.100.

(74) Leßmann: *Schutzpolizei*, S.100 f.; Jochims, S.134.

て文字通りの国家化を意味するわけではなかったが、治安秩序警察が大都市でのヘゲモニー的な警察組織として定着することになった。⁽⁷⁵⁾

通常の行政機構の系統に属さない、独自のヒエラルキーの下におかれ、かつ軍隊の構造に支えられた治安警察は解散されて、プロイセン政府の本来の意図は葬り去られた。代わって治安秩序警察が創設されて、通常のヒエラルキーの下におかれ、国家の警察行政と地方政府に服することになった。外圧によって、警察制度の改革がプロイセン政府本来の構想とは異なるもの（=行政国家化）に変化したことが重要である。しかしそれでも、プロイセン内務省は武装警察編隊の存在を新しい組織的な枠組みで継続しえた。⁽⁷⁶⁾

1922年8月16日プロイセン警察官僚法が制定され、治安秩序警察官は国家公務員の地位を確保されたが、12年間に限定され、また官僚特権は警察将校のみが保持するものとされた。それゆえ治安秩序警察を辞める警官が続出した。ルール地方では警察官の20%が辞めている。それでも結局は制度化された。かつての国家ならびに地方自治体の警察官は大部分が行政・刑事警察へ異動した。治安秩序警察に残ったのはそれゆえ若い治安警察官であり、皮肉にも、治安秩序警察において、旧治安警察の影響が強く残ることになった。⁽⁷⁷⁾

VI ルール占領 —1923年—

ドイツでようやくラントの専権事項として警察が制度化され、連合諸国もこれを承認し、秩序維持のための警察が動きはじめるやいなや、新たな問題が発生した。1923年1月11日にはじまったフランス・ベルギー軍による「ルール占領」である。鉱山労働者組織による抵抗の呼びかけから消極的抵抗へと発展し、2月12日には占領軍とドイツ側が衝突した。占領軍はドイツの警察に対し従うように命じたが、ドイツ側は警察に対して占領軍への抵抗を呼びかけた。2月28日になると、占領軍はルール諸都市の国家警察の解散を命じた。3月14日公式に治安秩序警察が解散され、5,500人の警察官はルール地方から追放された。たとえばゲルゼンキルヒェン市の治安秩序警察は司令部から命令を受け、イザロンに集合し、勤務を継続した。その他の都市にも配置され、一部はオーバーシュレージエンにも配置された。⁽⁷⁸⁾

一方、労働組合に組織された労働者と市民層からなる市民自警団が結成された。これは治安自警団（Sicherheitswehr）と呼ばれ、その主要な任務は夜間のパトロールであった。追放されなかった

(75) Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.79 f.

(76) Leßmann: *Schutzpolizei*, S.103; Herbert Reinke: “Das Amt der Polizei”. Eine Einführung”, in: »...nur für die Sicherheit da...«, S.16.

(77) Jochims, S.134 f.

(78) Jochims, S.139 ff.; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.83.

警察署勤務の刑事・行政警察の警察官は、警察署での勤務を継続しようとした。解散の対象とならなかった地方自治体警察は、闇市の問題、生活費高騰や失業問題、犯罪の増加と共産党の政治的運動によって、状況を支配できず、安寧と秩序を保証できなくなった。5月にはストと暴動が多発し、共産党の暴力行為を伴った。⁽⁷⁹⁾ 飢餓暴動と略奪が横行し、警察と衝突した。

この暴動は警察力の再編が喫緊の問題であることを示すものであり、ドイツは占領軍と交渉を開始した。ドイツは占領軍の条件を呑み、1923年7月2日、「代替警察 (Ersatzpolizei)」が設置されることになった。⁽⁸⁰⁾ ルール地方では、労働者と地域出身者が多くこの代替警察官になった。しかし代替警察官の採用が、警察と人びとの間の距離を短くしたわけではない。この代替警察は、5月末には解散されていた治安自警団の任務、すなわち、公道と治安維持の任務を引き受けた。しかし8月には暴動が再発し、大衆は警察署に押し寄せた。略奪と武装対立という事態は沈静化されるどころではなかったのである。⁽⁸¹⁾

結局1925年7月21日、占領軍は撤退し、イザローンに集結された治安秩序警察はそれぞれルール諸都市に2年半ぶりに帰還した。ゲルゼンキルヒェンの代替警察はこの間511人に達し、そのうち343人が治安秩序警察に採用された。労働者層が警察の一員となったことを意味する。全体としてルール占領期の警察は住民に高く受け止められたとはいえ、⁽⁸²⁾ 治安秩序警察・地方自治体警察と代替警察との間の協力関係は良好であったわけではなかった。むしろ、占領期には国家の警察当局は占領軍によって非正当化され、しかも、暴力が紛争解決の手段として警察機構ならびに不満な労働者層双方によって多用されて定着し、政治文化となった。⁽⁸³⁾

VII 結論的考察

以上、第一次世界大戦終了からヴァイマル共和制初期における警察の制度化の過程を概観してきた。その後の警察の課題を展望しつつ、本稿での結論的考察を行うことにしよう。

第一に、第一次世界大戦後、すでに多発していた犯罪を撲滅し、秩序を安定化させるという刑事政策上の課題と、第一次世界大戦末期に生じた革命的状況、内乱的状況を制圧するという喫緊の政

(79) Jochims, S.143; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.84 f.

(80) Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.85. この時期はルールでは失業率はきわめて高かった(1923年11月のゲルゼンキルヒェンでの失業率は70%であった)。占領軍はこの地域出身者のリクルートを重視しており、ゲルゼンキルヒェンの代替警察官の社会的構成が示すように、50%が鉱山労働者、3分の1が熟練労働者と手工業者であった(1925年)。Jochims, S.146; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.86 f.

(81) Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.92; Jochims, S.145 f.

(82) Goch, S.20; Jochims, S.146 f.

(83) Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.92.

治的課題があった。第一次世界大戦後の革命的な混乱状況の中で、労働者・兵士レーテが樹立され、人民治安防衛隊が結成された。レーテの治安防衛隊が警察機能を引き受けたが、しかしこれは権限も不統一であった。一方、第一次世界大戦終了時に崩壊した王立国家（制服治安）警察は、革命的状況において、制服治安警察として、人民治安防衛隊ならびに地方自治体警察とともに秩序維持のため出動した。⁽⁸⁴⁾

第二に、人民委員政府は治安と秩序構築においては、陸軍最高統帥部をはじめとする軍に依拠した。一方、革命勢力側は左右の内部分裂の状況にあり、左派の USPD は人民委員政府から脱退し、軍をはじめとする旧勢力と多数派社会民主党が、ラディカルな革命勢力と対峙するという状況になった。こうして、MSPD を核とする政府は義勇軍を投入することによって、革命勢力の撲滅を図った。しかし街頭での状況は数多くの死者を出すまでになり、暴力が政治文化となっていた。こうした状況に対しては、ライヒ・プロイセン政府は治安警察を制度化し、同時にそれ以外の警察課題を秩序警察として構築しようとした。それだけでは革命勢力に対処できないことを認識していた政府は、文民行政の一環として市民自警団を制度化して、補助警察として秩序構築に参画させた。

第三に、しかし連合諸国はこうしたドイツ・プロイセンの動きに対し、1919年夏には批判を展開した。こうした外圧に直面して、プロイセン政府は警察機構の制度化を加速化させていった。治安警察と秩序警察の二重の警察機構の制度化を進めた。従来の警察課題は後者の秩序警察において実践するものとされたのに対し、前者の治安警察は武装営舎制部隊として軍队的性格をもつものとされた。この治安警察は、国防軍の縮小という外圧の中で、革命状況を制圧するための警察機構という課題をもつものであった。この治安警察は、大部分が義勇軍からなり、準軍队的に組織された。この部隊には労働者・人民防衛隊員も受け入れられ、労働者層が下級警察官になった。⁽⁸⁵⁾

第四に、しかし1920年3月には内政上の混乱によって、この警察制度は試練に晒されることになった。いわゆるカップー揆とその後の暴力的対立により、ラディカルな労働者層がかなり強固であることが判明したからである。これを機に、プロイセン政府は警察の抜本的改革をめざした。それはすなわち、民主化を推し進め、軍に対して治安警察を重視するというものであった。

第五に、しかし治安の維持と並んで、外圧も大きな問題であった。連合諸国は治安警察を認めなかったのである。1920年6月、治安警察の解散を命じ、非軍队的な分権的秩序警察の創設を命じた。こうして、プロイセンで、警察再編の試みがはじまった。刑事警察・行政警察は存続させ、その一方で、それ以外の秩序警察、治安警察を一括して治安秩序警察としてまとめ、営舎制部隊編成として治安の維持にあたるというものであった。しかしこれも外圧に直面して、警察の中央集権化は難

(84) Leßmann: *Schutzpolizei*, S.415.

(85) Leßmann: *Schutzpolizei*, S.416; Richard Bessel: “Militarisierung und Modernisierung: Polizeiliches Handeln in der Weimarer Republik”, in: *›Sicherheit‹ und ›Wohlfahrt‹*, S.324 f.; Goch, S.19.

破し、地方自治体警察に限定された。20年11月、治安秩序警察組織要綱によって、治安秩序警察は地域の警察当局に属すものとされた。国家の行政機構の一環に位置づけられたが、しかし治安秩序警察独自のヒエラルキー構造は維持されたのである。

第六に、1921年の「三月蜂起」を経て、プロイセン警察の治安秩序警察への組織再編は定着したかには見えなかったが、連合諸国は納得しなかった。プロイセンは治安秩序警察の改革に着手し、営舎制部隊を解散して軍隊的性格を弱め、警察行政局を解体することによって地方自治体化を強めて、行政国家化をめざした。23年から25年夏のルール占領期に、治安秩序警察は解散を命じられたが、ストライキと暴動の多発に直面して、代替警察が設置され、その後、占領軍が撤退することによって、代替警察は治安秩序警察に編入されることになった。

以上のように、ライヒならびにプロイセン政府はラディカルな革命勢力に直面して、警察機構の国家化を実現しようとした。しかし外圧に直面して、警察の国家化はプロイセン政府の望むようには実現されず、むしろ行政国家化という形で推し進められた。警察権力を付与された地方自治体当局を相応の国家的な機関に代替させ、それによって治安維持を図り、警察業務を統一的な指針によって遂行することをめざしたのである。⁽⁸⁶⁾

しかし警察の行動は日常的暴力によって特徴づけられた。警察は日常的な犯罪を克服しなければならず、喧嘩や道路交通を取締まらなければならなかった。本稿の対象とする時期以降に、プロイセン警察は近代化努力を本格的に実践していく。新しい近代的技術の導入、警察勤務の脱軍隊化、と同時に統一化の方向へと向かうのである。治安秩序警察は近代社会に適合し、市民の信頼を獲得する「真の国民警察」であるべきとされ、警察官育成では心理学が導入された。警察事務において合理化が図られ、警察展（1926年ベルリン）が開催されるなどして、メディアにおいても肯定的な警察像の構築が積極的に展開されるようになっていく。⁽⁸⁷⁾

1920年代後半には、警察の軍隊化と近代化・プロフェッショナル化が並行して存在した。新秩序を構築するというヴァイマル共和制の新たな将来的課題が付け加わったのである。警察機構の制度化は、ヴァイマル期の激動する社会的、政治的諸条件に依存していた。しかもこの諸条件は警察機構が対応できないほど流動的であった。⁽⁸⁸⁾これをいかに克服しようとしたのか。こうした問題については今後の課題としたい。

(経済学部教授)

(86) Schmidt: “Die Bürgerkriegsarmee”, S.214.

(87) Bessel, S.327 f., 343; Lüdtke, S.31; Alfons Kenkmann: “Vom Ordnungshüter zum Ordnungspartner. Ein Streifzug durch die Polizei im 20. Jahrhundert”, in: *Städtische Gesellschaft und Polizei*, S.38 f.; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.93 ff.

(88) Bessel, S.329, 337 ff., 341.

参 考 文 献

- Bessel, Richard: “Militarisierung und Modernisierung: Polizeiliches Handeln in der Weimarer Republik”, in: *›Sicherheit‹ und ›Wohlfahrt‹. Polizei, Gesellschaft und Herrschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, hrsg.v. Alf Lüdtke, Frankfurt a.M. 1992.
- Goch, Stefan: “Das Projekt zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen”, in: *Städtische Gesellschaft und Polizei. Beiträge zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen*, hrsg.v. Stefan Goch, Essen 2005.
- Hartwig, Karin: “‘Eine sogenannte Neutralität der Beamten gibt es nicht’. Sozialer Protest, bürgerliche Gesellschaft und Polizei im Ruhrgebiet (1918–1924)”, in: *›Sicherheit‹ und ›Wohlfahrt‹. Polizei, Gesellschaft und Herrschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, hrsg.v. Alf Lüdtke, Frankfurt a.M. 1992.
- Jochims, Frank: “Auf dem Weg zu einer demokratischen Polizei. Gelsenkirchener Schutzpolizei 1918–1928”, in: *Städtische Gesellschaft und Polizei. Beiträge zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen*, hrsg.v. Stefan Goch, Essen 2005.
- Kenkmann, Alfons: “Vom Ordnungshüter zum Ordnungspartner. Ein Streifzug durch die Polizei im 20. Jahrhundert”, in: *Städtische Gesellschaft und Polizei. Beiträge zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen*, hrsg.v. Stefan Goch, Essen 2005.
- Leßmann, Peter: *Die preußische Schutzpolizei in der Weimarer Republik. Streifendienst und Straßenkampf*, Düsseldorf 1989.
- Leßmann, Peter: “Mit ‘Manneszucht’ gegen ‘irregeleitete Voksgenossen’. Bildung und Ausbildung der preußischen Schutzpolizei in der Weimarer Republik”, in: *»... nur für die Sicherheit da ...«? Zur Geschichte der Polizei im 19. und 20. Jahrhundert*, hrsg.v. Herbert Reinke, Frankfurt a.M./New York 1993.
- Lüdtke, Alf: “Zurück zur ‘Policey’? Sicherheit und Ordnung in Polizeibegriff und Polizeipraxis vom 18. bis ins 21. Jahrhundert”, in: *Städtische Gesellschaft und Polizei. Beiträge zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen*, hrsg.v. Stefan Goch, Essen 2005.
- Reinke, Herbert: “‘... hat sich ein politischer und wirtschaftlicher Polizeistaat entwickelt’. Polizei und Großstadt im Rheinland vom Vorabend des Ersten Weltkrieges bis zum Beginn der zwanziger Jahre”, in: *›Sicherheit‹ und ›Wohlfahrt‹. Polizei, Gesellschaft und Herrschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, hrsg.v. Alf Lüdtke, Frankfurt a.M. 1992.
- Reinke, Herbert: “‘Das Amt der Polizei’. Eine Einführung”, in: *»... nur für die Sicherheit da ...«? Zur Geschichte der Polizei im 19. und 20. Jahrhundert*, hrsg.v. Herbert Reinke, Frankfurt a.M./New York 1993.
- Schmidt, Daniel: “Die Bürgerkriegsarmee. Gelsenkirchener Schutzpolizei und politischer Extremismus 1928–1932”, in: *Städtische Gesellschaft und Polizei. Beiträge zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen*, hrsg.v. Stefan Goch, Essen 2005.
- Schmidt, Daniel: *Schützen und Dienen. Polizisten im Ruhrgebiet in Demokratie und Diktatur 1919–1939*, Essen 2008.
- Wilhelm, Friedrich: *Die Polizei im NS-Staat. Die Geschichte ihrer Organisation im Überblick*, Paderborn 1997.
- ヴェインクラー, H・A 『自由と統一への長い道 ドイツ近現代史 1789–1933 年』 後藤俊明・奥田隆男・中谷毅・野田昌吾訳 (昭和堂, 2008 年)
- 金田敏昌 「ドイツにおける警察史研究の成果と課題」 『三田学会雑誌』 100 卷 2 号 (2007 年 7 月)

- 木村靖二『兵士の革命：1918年ドイツ』（東京大学出版会，1988年）
- 篠塚敏生『ドイツ革命の研究』（多賀出版，1984年）
- 『世界歴史体系 ドイツ史3』（山川出版社，1997年）
- 垂水節子『ドイツ・ラディカリズムの諸潮流——革命期の民衆1916～21年』（ミネルヴァ書房，2002年）
- 西川正雄編『ドイツ史研究入門』（東京大学出版会，1984年）
- 細田信輔「1921年の中部ドイツ武装蜂起（上）」『三田学会雑誌』79巻2号（1986年6月）
- 松本尚子「廷吏から治安部隊へ——近世ドイツの治安イメージとポリツァイ」大日方純夫・林田敏子編『近代ヨーロッパの探求 警察』（ミネルヴァ書房，2011年刊行予定）
- 矢野久「〈ナチズムのなかの二〇世紀〉——総括と展望」川越修・矢野久編『ナチズムのなかの20世紀』（柏書房，2002年）
- 「犯罪史——ドイツ史からの展望」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』（有斐閣，2002年）
- 「ナチス・ドイツにおける住民の警察化——日独比較史の観点から」『三田学会雑誌』102巻4号（2010年1月号）
- 「ドイツ近代 プロイセン警察からナチ警察へ——〈現代化〉の先取り？」大日方純夫・林田敏子編『近代ヨーロッパの探求 警察』（ミネルヴァ書房，2011年刊行予定）